

一般事業主行動計画

ホクシン株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：育児休業制度や育児休業給付、産前産後休業などの関連制度の周知を行う。

<実績>

- 平成 22 年 8 月 1 日 育児・介護休業等に関する規程を改定済み。
- 平成 22 年 8 月 6 日～ 社内イントラネット（規定集）に掲載し、周知する。

<対策>

- 平成 23 年 4 月 1 日～ 管理職に対する説明会等を実施する。
- 平成 23 年 4 月 1 日～ 雇用保険に基づく育児・介護給付等を社内イントラネットを通じて周知する。
- 平成 23 年 4 月 1 日～ 雇用保険以外の経済的な支援援助の拡充を検討する。

目標 2：子供の出生時に父親が取得できる休暇制度の周知・啓発および取得促進を図る。

<対策>

- 平成 23 年 4 月 1 日～ 社内イントラネット（規定集）に掲載し、周知する。

目標 3：所定外労働時間の削減を図るため、常昼部門のノー残業デーを設定、実施する。

<実績>

- 平成 22 年 6 月 1 日～ 本社部門の月 1 回のノー残業デー（「はよかえるデー」と命名）開始、社員に周知する。

<対策>

- 平成 23 年 6 月 1 日～ 全常昼部門の月 1 回の「はよかえるデー」開始、社員に周知する。

目標 4：年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 平成 23 年 4 月 1 日～ 各社員、年 2 回のメモリアル休暇（誕生日休暇・結婚記念日休暇等）を設け、年次有給休暇の取得促進を図る。
- 平成 23 年 4 月 1 日～ 夏季・冬季連続休暇に連結する年次有給休暇の取得促進を図る。